

独立行政法人から公益法人への支出に関する随意契約の見直しの状況(物品・役務等)

様式7-4

物品役務等の名称及び数量	契約担当者等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規定等の根拠規定及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考	点検結果 (見直す場合はその内容)	
									公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区	応札・応募者数		継続支出の有無	
JNTO台湾訪日旅行市場振興支援特別事業	国際観光振興機構 理事長 松山良一 東京都千代田区有楽町2-10-1	平成23年4月1日	(財)交流協会 東京都港区六本木3-16-33	本件に関して契約相手方の公募を行った結果、期日までに応募がなかったことから、公示時に契約を予定していた特定事業者と契約をしたものであり、国際観光振興機構会計規程第34条第1項第1号に該当するため。	10,957,800	10,924,106 (当初契約金額)  7,147,609 (最終契約金額)	99.7% (当初)  65.2% (最終)	0	公財	国所管	7,147,609 (最終契約金額。業務委託による精算)	当該業務は、国際観光振興機構が行う台湾での訪日旅行市場振興の業務を実施する上で、台湾に事務所がない国際観光振興機構に代わって台湾旅行業界・マスコミ等に対し政府観光局業務を行うものであり、インバウンドにおける台湾市場の重要性から必要不可欠な業務である。 当該業務に係る競争性を高めるため公募を行ったところであるが、期日までに応募がなかったことから、平成23年度は結果として、特定事業者との契約となった。平成24年度以降については、公告期間について10日間以上確保することが原則となっているところ、20日間以上に設定するなど引き続き競争性の確保に努めることとする。	無	

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。

(注)必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。